



☑ **事業者我突然の訪問を受けてもその場で契約せずによく検討しましょう！**

事例 突然自宅に来た事業者から太陽光発電設備と家庭用蓄電池の勧誘を受けた。すぐに契約するつもりはなかったが、「安く契約できるのはあと2件」などと説明されて約300万円で契約してしまった。よく考えると高額のためクーリング・オフしたい。

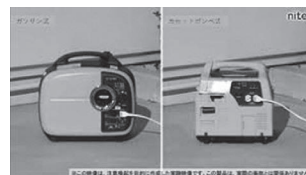
<アドバイス> 特定商取引法の訪問販売に該当する場合は、契約書面を受け取った日を含む8日間はクーリング・オフを行うことが可能です。特定商取引法では、事業者が訪問販売を行うときには、勧誘に先立ち消費者に対して、事業者の氏名(名称)、契約の締結について勧誘する目的であること、販売しようとする商品(権利、役務)の種類を告げなければならないと定められています。

突然の訪問による勧誘や契約を急がされてもその場で契約せず、複数社から見積書を取り、慎重に業者の選定を行いましょう。また、契約するつもりがない場合は、きっぱりと断りましょう！

☑ **携帯発電機やポータブル電源の事故に注意！**

災害時の備えなどにより、携帯発電機やポータブル電源の需要が高まっています。一方で地震、台風、暴風雪の自然災害による停電時など、屋内で携帯発電機を使用したことによる一酸化炭素(CO)中毒が疑われる死亡事故が発生しています。また、ポータブル電源の火災事故が近年発生しています。携帯発電機やポータブル電源を使用する際は、以下の点に注意しましょう。

- 携帯発電機**
- (1) 屋内では絶対に使用しないでください。
 - (2) 屋外でも、換気の悪い場所や火気を使用する場所では絶対に使用しないでください。
 - (3) 製品ごとに定められた距離を建物及びその他の設備から離してください。
- ポータブル電源**
- (1) 製造・販売元がはっきりしている製品を選び、また回収・リサイクルに対応しているか確認しましょう。
 - (2) 使用中の感電に注意しましょう。
 - (3) リコール対象製品になっていないか確認しましょう。



携帯発電機の例
(画像提供：製品評価技術基盤機構)

問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000
福井県消費生活センター ☎ 0776-22-1102

南越前町地域おこし協力隊活動 **NEWS**

台湾とのオンライン交流イベントを開催しました！

8月22日に『南越前町の花ハスのちがいはなに!?』オンラインツアー&交流イベントを開催しました。台湾における蓮の一大産地であり、友好協定を締結している台湾台南市白河区にお住いの方を対象に、「蓮」をテーマにオンラインでの交流を図るもので、台南市のご夫婦が参加されました。

イベントでは、南越前町の花はす公園の様子やはす茶の作り方を紹介し、意見交換を行いました。参加者からは、「台湾のはすまつりでは、蓮の実を剥くイベントがある」、「南越前町のはすまつりのように台湾でも象鼻杯ができるとよい」といった意見がありました。また、「コロナが収束したら南越前町を訪れてみたい。台湾にもぜひ遊びに来てほしい。」という嬉しい声もありました。今後もオンラインなどの手法を活用し、交流を深めていきたいと思えます。

(地域おこし協力隊 紀)



問合せ 観光まちづくり課 ☎ 0778-47-8013